

愛川町教育委員会

平成30年3月26日

愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成30年3月26日（月）
午前9時00分から午前10時08分まで
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 教育長報告事項について
（1）教育長報告
（2）平成30年度第1回愛川町議会定例会について
日程第3 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
日程第4 愛川町青少年指導員の委嘱について
日程第5 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第6 愛川町文化財保護委員の委嘱について
日程第7 愛川町埋蔵文化財調査委員の委嘱について
日程第8 愛川町立公民館長の任命（文化会館）について
日程第9 愛川町立公民館長の任命（半原公民館）について
日程第10 愛川町立公民館長の任命（中津公民館）について
日程第11 平成30年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明
教育委員 榮 利 隆 一
教育委員 平 田 明 美
教育委員 梅 澤 秋 久
教育委員 大 貫 洋
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 伊 従 健 二

教育総務課長	山田正文
指導室長兼教育開発センター所長	佐野昌美
生涯学習課長	折田功
スポーツ・文化振興課長	松川清一
教育総務課主幹	馬場貴宏

◎開会

- （佐藤教育長） 本日の出席者は5人です。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会3月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますので、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

2月定例会分でございますが、会議録につきましては既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1の前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

○（佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

平成30年2月26日から30年3月25日までの間に出席いたしました主な会議について報告をさせていただきます。

1日、町議会定例会、一般質問1日目、この日は午後、多忙化対策講演会ということで、妹尾昌俊さんという方をお招きしまして、多忙化について考える機会にさせていただきました。

2日、町議会定例会、一般質問2日目。

5日、新採用教職員面接。事務職を1人含めて合計10人を採用することになりました。

6日、町議会定例会、個人総括質疑。

8日、町議会定例会、会派代表質疑。内容については後ほど報告をさせていただきます。

9日、中学校の卒業式。午後、読書普及懇話会。

11日、ウインドオーケストラ第26回の定期演奏会。

12日、教育民生常任委員会。補足説明と現地調査がありました。

16日、教育民生常任委員会。新年度予算と関係事業の審議がございました。

19日、青少年問題協議会。今回、少年相談保護センターの三輪ひろ美さんにSNSについての講話をいただき、その後、皆さんで意見交換という形になりました。

20日、小学校の卒業式。

22日、町文化会館事業協会理事会。今年度の報告と新年度についての話し合いがありました。

23日、町議会定例会最終日。全議案可決ということで、無事終了いたしました。

文化財保護委員会ということで、今回、写真集を作成しましたけれども、故影捨遺2ということで冊子ができ上がりまして、それをいただきました。

24日、坂本児童館竣工式。土曜日でしたけれども、盛大に竣工式が行われました。

25日、愛川町野球協会の春季大会。大人30チーム、学童の部が4チーム、合計34チームが集まり、春季大会の開会式が行われました。

簡単ですが、以上です。

それでは、質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 特にありませんので、教育長報告事項についてはご了承願います。

次に、平成30年第1回愛川町議会定例会について、資料2に基づき報告をいたします。
教育次長。

○(伊従教育次長) それでは、平成30年第1回愛川町議会定例会一般質問につきまして、お手元の資料2により説明させていただきます。

今回質問された議員、質問事項及び詳細内容は掲載のとおりであります。

続いて、1ページ目から順次、各議員の質問に対しまして答弁の概要を申し上げます。

鈴木信一議員の質問事項は、中学生の学生服の見直しについてで、詳細内容は掲載の2点であります。

まず1点目の、本町の中学生の制服に対する考えについてであります。学校の制服は、着用することにより、当該中学校の生徒であるという学校への帰属意識や愛校心を高めるほか、服装の規律保持や保護者の経済的負担の軽減にもつながり、有効なことから、それぞれの中学校で制服を選定しているといったことなどを答弁いたしました。

次に、2点目の、女子の制服にスカートとスラックスを導入し、併用する考えについてであります。2ページ目をご覧くださいと、中段ぐらいですけれども、中学校の制服につきましては、地域の実情や生徒、保護者の考えを踏まえ、各学校において総合的な判断のもと決定しているところであり、現在のところ、女子の制服にスラックスを導入し、併用する予定の中学校はありませんが、教育委員会としても、生徒の選択肢を広げるため柔軟に対応するよう各校に指導してまいりたいと答弁をいたしております。

次は、3ページ、4ページになります。小林議員の質問事項は、コンビニ等における成人誌対策についてで、内容は掲載の2点であります。

1点目のコンビニ等における成人誌の取り扱いに対する町の考えについてであります。コンビニエンスストアなどで販売される成人誌などの有害図書類につきましては、神奈川県青少年保護育成条例の規定に基づき、18歳未満の青少年への販売や閲覧を禁止するとともに、店頭での区分陳列の取り扱いが定められております。こうした中、コンビニエンスストア業界では2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、取り扱いをやめる

業者も出てきているところであり、町としても、雑誌が青少年の目に触れることは青少年の健全な育成に少なからず影響を与えているのではないかと懸念されますことから、成人向け雑誌の販売中止などの動向を注視しながら、青少年の健全育成のための環境整備に取り組む必要があることを答弁いたしております。

次に、2点目の、町内の店舗に行政として成人誌を置かないよう要請をすることについてであります。町では毎年、県の依頼に基づきまして、町内のコンビニエンスストア等に対し、有害図書類の区分陳列など、青少年の健全育成に大きな影響を与える各種営業の実態や、県青少年保護育成条例の遵守事項を把握するための調査を実施しており、条例違反のおそれがある店舗などにつきましては県職員による立入調査や必要な指導、勧告などが行われることから、町といたしましては、こうした取り組みに加えまして、成人向け雑誌の販売中止などといった業界での自主的な取り組みが広がるよう、県を通じてコンビニエンスストア業界へ働きかけていただくよう要請してまいりたいと答弁を行っております。

次は、5ページになります。熊坂弘久議員の質問事項は、インフルエンザ対策で、町内の幼稚園、保育園、小中学校の罹患状況についてであります。下段のほうですけれども、小中学校の罹患状況につきましては、昨年12月の小学校の欠席児童数は6小学校合計で6人、中学校では3中学校合計で1人でありましたが、1月になりまして大幅に増加し、小学校393人、中学校79人と拡大したこと、小中学校におきましてもインフルエンザの蔓延を防ぐため、うがい、手洗いを励行するほか、欠席の多い学級において学級閉鎖といたしましたが、こうした対応等によりインフルエンザの罹患患者数は減少に向かひまして、2月中旬以降は学級閉鎖を行っていないと答弁をいたしました。

次は、6ページから7ページであります。阿部議員の質問事項は、中学校の運動部活動についてでありまして、内容は掲載の2点であります。

1点目の休養日や練習時間の現状、また指導者や指導を行う上での問題点についてであります。各中学校の方針としましては、原則として週1日の休養日を設けることとしており、練習時間につきましては、平日の朝練習は1時間以内、放課後は1～2時間、土日につきましては、運動部活動の種目によって違いがありますが、生徒の疲労感を配慮しながら設定しているところであります。こうした中、各中学校に対しまして昨年10月に部活動の休養日について聞き取り調査を行ったところ、およそ半数の部活動で毎週必ず休養日を確保することができていない状況にありましたことから、今後、国や県の総合的なガイドラインや近隣自治体の状況なども注視しながら本町の活動方針を定めてまいりたいと思っております。また、

指導者や指導を行う上での問題点としては、教員が部活動の顧問を担っておりますことから、指導をするための時間のほか、部活動の種目に応じた専門性を確保することの難しさが挙げられますことから、今後とも地域の指導者やボランティアの方々のご協力を得るとともに、教員以外の方を部活動指導者として位置づけることにより教員の多忙化軽減と部活動の充実を図ってまいりたいと答弁しました。

次に、2点目の、チームスポーツ系運動部の存続が困難になりつつある現状に対する対策についてであります。生徒数の減少に伴いまして、チームが組めないなど活動に支障が生じてしまうケースが実際に見受けられるところでありまして、生徒数や教員数、生徒や保護者の要望などを考慮しながら、チームスポーツ系運動部を含めた運動部の数と内容について、3中学校と連携しながら取り組む必要があること、また、地域やクラブなどを母体とした地域スポーツ団体につきましては、今後の生涯スポーツの普及を図る上で大切な受け皿でありますし、生徒にとりましてもスポーツをする機会の選択肢が多いことは望ましいことと認識しておりますことから、複数の学校の生徒が一緒に活動したり、地域スポーツ団体と連携したりするなど、学校単位のみならず地域規模の活動も視野に入れて研究してまいりたいと答弁をいたしましたものであります。

次は8ページ、9ページです。岸上議員の質問事項は、小中学校における色覚検査についてで、内容は掲載の2点であります。

まず、1点目の色覚検査廃止後の概要についてであります。色覚検査につきましては、健康診断の必須項目から除外されたことにより、平成15年度以降、定期検査の項目から除外しております。こうした中、色覚検査を受けていない世代が就職に当たって初めて色覚による就業規則に直面するという実態があることを受けまして、本町におきましては平成27年度から希望者を対象とした色覚検査を実施しているところであります。検査の結果から色覚異常の疑いがある児童生徒については、保護者に専門医の受診を勧めているところであります。このほか、色覚に異常を有する児童生徒への対応としましては、学習等に支障を来さないよう、黒板への板書や資料提示の仕方、指導方法等の配慮に努めていると答弁をいたしました。

9ページになります。次に、2点目の色覚検査を再開する考えについてであります。現時点におきましては希望者を対象に色覚検査を実施しておりますことから、全児童生徒を対象とした色覚検査の再開という対応は考えておりませんが、今後にも必要に応じて情報提供を行い、児童生徒が検査を受けやすい環境づくりに努めるとともに、学校生活において教職員が児童生徒の状況や変化を把握できるよう努めてまいりたいと答弁をいたしました。

最後は10ページ、11ページになります。佐藤議員の質問事項は通学路の安全対策についてで、内容は掲載の2点であります。

初めに、通学路の防犯についてどのような対策を講じているかであります。各小学校におきましては従前より、教職員が通学路を実際に歩き、児童生徒の目線に立った安全点検を定期的実施しているほか、交通指導員の方々やPTA、地域のボランティアの方々など、多くの皆さんに交通安全指導や見守りのご協力をいただきながら、児童生徒の安全確保に努めているところであります。また、不審者情報が町に寄せられた際には、巡回パトロールの実施や各学校を通して保護者にメール配信しているほか、町内の不審者情報が寄せられた箇所を表示したハザードマップを作成し、児童生徒に安全指導を行うとともに、保護者や地域の皆さんに情報提供をしております。今後とも引き続き、学校と地域が連携して多くの方々の目で児童生徒の安全を見守る防犯体制を整えてまいりたいと答弁をしております。

次に、降雪後の通学路の安全確保についての考えであります。小中学校におきましては、降雪により登下校に危険があると判断した場合は、学校の始業時間を遅らせる、あるいは下校時間を早めるといった対応をとっているほか、教職員がPTAや地域の方のご協力をいただきながら学校周辺の通学路の除雪作業を行っていること、また、大雪の後の登校時には教職員が通学路の状況確認を行った上で、雪の残っている交差点や車道を歩かなければならない箇所などにおいて子供たちの誘導に当たっております。いずれにいたしましても、降雪後の通学路の安全確保につきましては、学校の限られた人員と機材だけでの対応はなかなか難しいところがありますので、今後とも引き続き、PTAや地域の方々のご協力をいただきながら対処してまいりたいと答弁をいたしましたものであります。

以上、平成30年第1回愛川町議会定例会についての報告とさせていただきます。

○（佐藤教育長） それでは、これから質疑に入ります。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 3ページ、コンビニ等における成人誌対策についてというのは、青少年の健全育成につながっていないと、そういうご意見があったのでしょうか。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（折田生涯学習課長） こちらの議員さんからのお話の中で、やはりコンビニの利用が多いところで目につくところにどこも置いてある、それがやはり子供に対してよくないんじゃないかというようなご意見がありました。

○（梅澤委員） その文言があるならば、教育委員会で対応すべきかなと思います。ここに書いてある文言だけですと、教育委員会が対応するような意味合いにはとても思えないので。例えば、道路の交通が多くて危ないというのが、最後の佐藤りえ議員のように、「通学路上どうなんだ」というものならば、教育委員会がお答えすべきだというふうに思います。一方でコンビニにおける成人誌対策についてだけですと、これは我々がやるどころかどうかというのは、かなり問題が生じるかなと思われる。その辺は議会事務局に、振り分けを上手にしてもらった方がいいかなと思ったので、質問させていただきました。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

大貫委員。

○（大貫委員） 2ページ、スカートとスラックス、以前、職場にいたときに、生徒が寒くてもハーフパンツなんですよね。元気でいいんだけど、中には寒がりでも体も弱い子がいる中で、周りがハーフパンツしか履かないみたいな、そういう雰囲気にも押されて、長いジャージがあるんだけど、履いていないという現状があったんです。それと同じようなことがスカートとスラックスを導入したら起こらないかなという感じがします。一番最後のところに、柔軟に対応するようにということで学校に指導してと書いてありますけれども、生徒側の意識調査みたいなものを、やはり行ってから導入というのが必要かなと、現場を経験した者としては思います。まだ他にもありますが、とりあえず、まず1点目です。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（山田教育総務課長） 今回、この議員さんからの質問に当たりましては、議員さんといたしましては、平塚市の中学校で併用を取り入れたということ、1年前に定例会議会の中で、こちらに書いてありますけれども、トランスジェンダーなどの性的少数者への対応ということを中心にしてお話をされておりました。そうしたことから各中学校にも確認をしましたが、特に現時点では考えていないということでしたけれども、これまでも個別の対応をしているところもございまして、やはりそういった生徒さんには、学校として必ずしもスカートでなければだめだとかということではなくて、周りの理解もあろうかと思いますが、丁寧な対応をするようお願いしたいということで答弁をさせていただきました。今お話がありましたことについても、今後、校長会等も通して、制服とかジャージなどの扱いについてもいろいろ話をしていけたらいいかなと思っております。

○（佐藤教育長） 今の要点は、意識調査が必要なのかなというのは考えていますので、そち

らは校長会を通して、来年度、1人、そういう子がいらっしゃるという情報が入っています。

- （大貫委員） 以前、女の子でズボンを履いていたんじゃないですか。
- （佐藤教育長） そうですね、そういう女子生徒がいましたね。
- （大貫委員） まだ、男の子でスカートをはいてきたというのは聞いたことないね。
- （佐藤教育長） そうですね、それは今のところないですね。
- （梅澤委員） 制服に、男の子はこれ、女の子はこれというふうに決めない社会になっていったほうがいい。いずれも準備しておいて、好きな方を選べる。意識調査をしなくても、「そっちがいいんです」という主張に対して柔軟に対応できる部分を大きくしておけば、良いと思います。多分、調査するのも、現場は忙しくなってしまうと思うので、「何かあったらおっしゃってください、我々はそのに対して柔軟に考える姿勢を持っています」という姿勢を持つことが大事ではないかと。
- （佐藤教育長） よろしいですか。他にございますか。
(発言する者なし)
- （佐藤教育長） それでは、他に質疑はありませんので、平成30年第1回愛川町議会定例会についてはご了承願います。

◎日程第3

- （佐藤教育長） 次に、日程第3、議案第14号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本規則の改正については、スポーツ・文化振興課の事務分掌を見直すものであります。

なお、詳細については担当よりご説明申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） それでは、愛川町教育委員会会議提出議案の第14号をご覧いただきます。おめくりいただきまして、改正案と、その次の組織等に関する規則の新旧対照表、こちらを照らし合わせながらご覧いただくと理解しやすいと存じます。

愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条のスポーツ・文化振興課の所掌事務の中で「運用及び財産の維持管理」、こちらを「連絡調整」に改めるということが1つ。

第6条第1項第4号中、「規定する体育施設」の次に「及び有料公園施設（田代運動公園及び三増運動公園を除く。）」を加えるということが書かれています。

さらには、第6条の次に、次の2条を加えるということで、田代運動公園の事務分掌、田代運動公園の運営及び財産の維持管理、それと田代運動公園の使用承認及び使用料の徴収に関する事、そして、田代運動公園がスポーツ・文化振興課に属すること。

続きまして、三増公園におきましては、事務分掌といたしまして、三増公園の運営及び財産の維持管理に関する事として、公園の使用承認及び使用料の徴収に関する事、そして、三増公園がスポーツ・文化振興課に属するという事。

こちらはいずれにつきましても、既に現在の運用に即した形で条文を改正するというふうにご理解いただきたいと存じております。恐らく、以前、この公園施設にありました都市公園という性質上、都市計画法上の一部といたしまして、都市施設課の所掌事務の中にこちらの文言等が記載されてございまして、現状の運用に、そして事務分掌に即した形で今回修正を試みるということでございます。

なお、申し添えますけれども、町長部局におきまして、愛川町行政組織及び事務分掌規則がございまして、こちらの都市施設課の部分からは、ただいまご説明させていただきました部分の文言の削除がなされて、教育委員会部局の事務分掌という記述がされるというふうにご総合的にご理解いただければと考えております。

いずれにいたしましても現状に即した形での改正になりますので、今後とも体育施設の適切な運用に教育委員会部局、スポーツ・文化振興課で努めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） それでは、質疑等がありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特にありませんので、質疑を集結して表決に入ります。

議案第14号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4

- （佐藤教育長） 次に、日程第4、議案第15号 愛川町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町青少年指導員につきましては、平成30年3月31日をもって任期満了となりますことから、各行政区長に推薦を依頼してきたところです。このたび指導員の候補がまとまりましたので、ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。

詳細については担当から説明をいたします。

生涯学習課長。

- （折田生涯学習課長） それでは、平成30年、31年度、愛川町青少年指導員の名簿をご覧ください。各行政区から選出される指導員が22名、それに小中学校から1名ずつの計24名で構成されております。なお、桜台団地地区につきましては現在、行政区において青少年指導員の選考を行っているところでありますので、行政区からの推薦があり次第、委嘱をしたいと存じますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

青少年指導員の任期は2年となっております。今回の委任の改選に当たりまして、行政区長や学校長からご推薦をいただきまして、23名のうち新任が11名、再任が12名となっております。いずれの皆様も適任であると考えておりますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。
ご意見、ご質疑ありましたら、お願いします。
桜台団地は決まり次第、また定例会にということ。

- （折田生涯学習課長） はい。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特にございませので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第15号 愛川町青少年指導員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号 愛川町青少年指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○（佐藤教育長） 次に、日程第5、議案第16号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町スポーツ推進委員については、平成30年3月31日をもって任期満了となりますことから、各行政区長に推薦を依頼してきたところであり、このたび推進委員の候補がまとまりましたので、ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。

詳細については担当から説明いたします。

スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） 議案番号第16号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について、ご覧いただきます。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条の規定に基づく非常勤職員でございまして、愛川町スポーツ推進委員に関する規則の第4条により、その任期が2年と規定されてございます。このたび任期満了に伴いまして、各行政区から22名の選出が行われました。

おめくりいただきまして、平成30年度、スポーツ推進委員名簿の案をごらんいただきます。名簿の期数の欄におけます1の数字が第1期目の就任の委員でございまして、8名の方が新任、それ以外の方が再任で、14名でございます。各区長さんからご推薦をいただきましたいづれの方々も適任と判断できるため、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、特に質疑等がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。議案第16号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

○(佐藤教育長) 次に、日程第6、議案第17号 愛川町文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町文化財保護委員につきましては、平成30年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに保護委員を任命したいものです。

詳細については担当課長から説明いたします。

スポーツ・文化振興課長。

○(松川スポーツ・文化振興課長) 議案第17号 愛川町文化財保護委員の委嘱について、資料をご覧ください。

愛川町文化財保護委員につきましては、町文化財保護条例の規定によりまして、文化財の指定または解除、並びに保存や活用に関する教育委員会の諮問に応じまして必要な調査研究を行い、意見を具申する教育委員会の附属機関でございます。条例第13条におきまして、定員は7名で任期は2年、再任は妨げないものと規定されてございます。通年4回程度、文化財保護委員会会議を開催いたしまして、文化財案内板の修繕や地名標柱の石柱化に関する文案の審議などを行っていただいております。また、教育委員会より文化財の指定、解除について諮問があった際には審議等を行ってございます。

名簿をご覧ください。このたび平成30年3月31日の任期満了に伴いまして、4月1日以降、委嘱を予定している方々でございます。7名のうち6名の方が再任でございますが、前年度委員のお一方、藤本弘様が今年の1月に突然、ご逝去されてしまいました。この関係で、藤本委員にかわり、埋蔵文化財調査委員もお願いしております平本元一氏を新たに委嘱したいと考えております。以上7名の方、いずれも人格、識見、実績等を考慮いたしまして適任者と考えております。この方々の委嘱につきまして、ご審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第17号 愛川町文化財保護委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号 愛川町文化財保護委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7

○（佐藤教育長） 次に、日程第7、議案第18号 愛川町埋蔵文化財調査委員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町埋蔵文化財調査委員につきましては、平成30年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに委員を委嘱したいものです。

詳細については担当課長から説明いたします。

スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） 議案番号18号 愛川町埋蔵文化財調査委員の委嘱について、資料をご覧ください。

埋蔵文化財調査委員につきましては、神奈川県遺跡台帳に記載されております遺跡内におきまして造成工事等が行われた場合、町職員及び事業者とともに試掘調査の立ち会いを行いまして、専門的な見地から助言をいただき、適正な措置を施すために設置されているものでございます。愛川町埋蔵文化財設置要綱によりまして、第2条、愛川町教育委員会が委嘱するとの規定によりまして、第4条第1項による1年の委嘱期間がここで満了いたしますため、このたび、同条第3項の規定により、現職であります平本元一氏の再任について考えているところでございます。

おめくりいただいて、案をご覧ください。平本氏につきましては、厚木市教育委員会

で文化財保護課長をお務めの後、退職された方でございます。現在、厚木市の市史編集委員を務めていらっしゃいます。市役所在職中におかれましては長年、埋蔵文化財の発掘調査に携わってこられた方でございます。人格、識見、実績などを考慮いたしまして、調査委員にふさわしい方と考えております。つきましては、4月1日をもって調査委員に委嘱させていただきたく、ご承認をお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○（佐藤教育長） それでは、質疑に入ります。

何かご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第18号 愛川町埋蔵文化財調査委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号 愛川町埋蔵文化財調査委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8ないし日程第10 【非公開】

○（佐藤教育長） 次に、日程第8、議案第19号から日程第10、議案第21号までは関連がございますので、一括議題といたします。

提出された議案については人事案件となりますことから、非公開による審議とさせていただきますので、それでよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、暫時休憩いたします。

◎再開

○（佐藤教育長） 会議を再開いたします。

◎日程第11 【非公開】

○（佐藤教育長） 次に、日程第11、議案第22号 愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定につ

いてを議題といたしますが、提出された議案については、被表彰者の決定にかかわり、個人情報を含めて審議することから、非公開による審議とさせていただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

◎閉会

- （佐藤教育長） それでは、本日の案件につきましては全て終了いたしました。各委員からご意見、ご感想等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、以上で3月の定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、3月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

なお、次回の定例教育委員会ですが、4月9日月曜日9時から、この201会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成30年5月14日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

榮 利隆一

教育委員

平田 明美

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

大貫 洋

調整職員

馬場 貴宏